

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2015 年一般入学試験（前期募集） －

試験科目：憲法（担当：法科大学院 教授 丸山敦裕）

1. 出題趣旨

【第1問】設問1では、札幌税関検査事件（最大判昭和59年12月12日民集38巻12号1308頁）等で示された検閲の定義に依拠して解答することが求められていた。設問2では、よど号ハイジャック記事抹消事件（最大判昭和58年6月22日民集37巻5号793頁）を参考にしたい。同判決は、新聞閲読の自由について、憲法21条の趣旨、目的から、「いわばその派生原理として当然に導かれる」と理解し、自己の人格形成や民主主義の実効性確保という点から、これを理由づけている。設問3では、未決勾留者が「一般市民としての自由を保障されるべき者」であることや、情報摂取の自由・新聞閲読の自由の重要性、新聞閲読制限の目的、拘置所長の有する裁量等、様々な考慮要素に注意を払いつつ、説得的に論述ができていることが重要である。結論が同判決と一緒であることまでは、求められていない。

【第2問】では、行政権と立法権との関係や独立具合、民主的正統性の違いに着目して、議院内閣制と大統領の違いを論ずることが求められていた。

2. 採点実感

判例の検閲の定義が正確に理解できていない者は、【第1問】設問1に限らず、設問2以下でも得点を落とす傾向にあった。設問2では、「派生原理として当然に導かれる」という重要なキーワードが書けていない者が大多数であり、判例学習が不十分である印象を抱いた。設問3では、合憲性判断のための枠組みを示すことなく、いきなり比較衡量して結論に至る答案が散見され、論述の荒さの目立つ答案が少なくなかった。

【第2問】では、大統領制と議院内閣制をそれぞれ説明するだけで、両者の比較になっていない答案が多かった。

3. 学習方法

多くの受験生においては、基本判例の学習をもう一段階深めて行うことが必要であろう。①事実の概要をしっかりと把握し、②（今回の検閲の定義のような）重要な規範部分は正確に暗記し、③権利保障の理由や趣旨に関する判例の説示は十分に理解し、④判例による事実評価の方法を会得すること。基本判例に関しては、ここまでの学習が求められよう。